

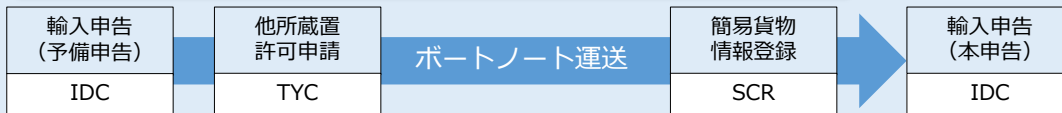
2021年1月17日にリリースした「6N-20-15 他所蔵置許可申請（TYC）業務の仕様変更」において、ボートノート運送にて他所蔵置場所へ直接搬入される海上貨物に対しては、貨物情報が存在しない場合でも「他所蔵置許可申請（TYC）」業務の先行実施による貨物情報の作成を可能としました。

しかしながら、仕様上の制限から「システム外搬入確認（BIB）」業務より前の予備申告（IDC）は実施できませんでした。

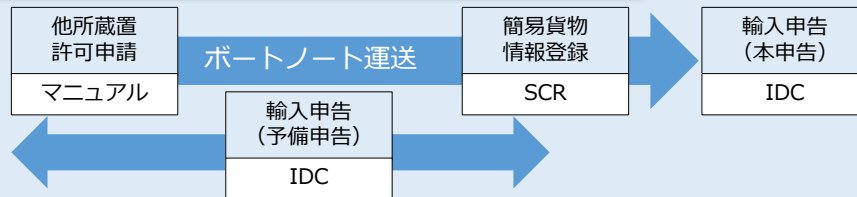
2021年5月31日に実施したプログラム変更により、上記仕様上の制限を緩和し、**「システム外搬入確認（BIB）」業務より前であっても、予備申告（IDC）が実施可能となりました**のでご注意ください。

仕様変更前

業務フロー① 他所蔵置許可申請前に予備申告を行う場合



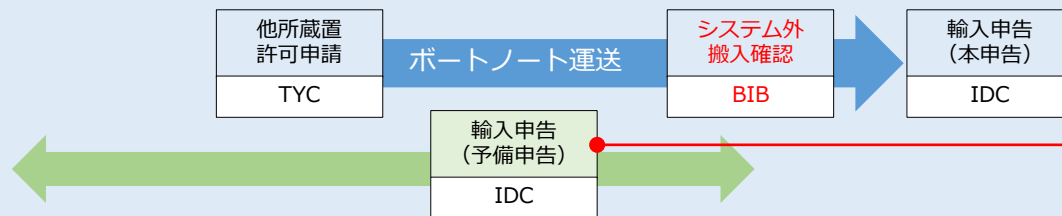
業務フロー② 他所蔵置許可申請後、搬入前に予備申告を行う場合



貨物を他所蔵置場所へ搬入する前に予備申告を行う必要がある場合には、従来の業務フローを実施する必要があります。
 なお、予備申告（IDC）業務後にTYC業務を実施することは可能だが、その場合はBIB業務ではなく、従来どおりSCR業務にて貨物情報を作成することとなる。

仕様変更後

■ 他所蔵置許可申請前後に予備申告を行う場合



BIB業務より前であっても予備申告（IDC）業務は実施可能となった。